

全体財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産

取得原価

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については再調達原価とし、道路、河川及び水路の敷地については備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの

取得原価

イ 取得原価が不明なもの

再調達原価

なお、一部の会計においては、原則、取得原価とします。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの

出資金額

②出資金

ア 市場価格のないもの

出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①貯蔵品

先入先出法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 3 年～50 年

イ 工作物 5 年～60 年

ウ 物品 2 年～15 年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)

定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の会計においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から埼玉県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち、当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更 該当事項はありません

(2) 表示方法の変更 該当事項はありません

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項はありません

3 重要な後発事象

該当事項はありません

4 偶発債務

該当事項はありません

5 追加情報

(1) 全体対象会計

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	-
農業集落排水事業特別会計	特別会計	全部連結	-
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	-
吉川美南駅東口周辺地区 土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	-
水道事業会計	公営企業会計	全部連結	-
下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

①公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

なお、下水道事業会計は、地方公営企業方の財務規定等の適用が完了したため、令和元年度より連結対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 一時借入金の限度額

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,520,000 千円
一時借入金に係る利子額	475 千円

(5) 売却可能資産の範囲及び内訳は以下のとおりです。

ア 売却可能資産の範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

事業用資産	50,359 千円
-------	-----------